

つながるなよろ・つなげるメディア No.2

柔軟な貸付等を実施 ～コロナの影響による減収に対応～

新型コロナウイルス感染症の影響による減収によって、生活にお困りの方が日常生活を送れるよう様々な貸付や給付金制度が行われていますが、名寄社協でも各種貸付金（無利子）等のご相談をお受けしています。

現在行っている貸付等は次のとおりとなっており、いずれも新型コロナウイルスの影響で減収した方を対象としていますが、新型コロナウイルスに関わらず生活にお困りの方のご相談もお受けしています。

また、条件等によって対象にならない場合にも、別の方法をご相談させていただいています。

感染症拡大防止のため面談でのご相談をお断りさせていただく場合もございますので、ご相談の際には事前のご連絡をお願いします。

■生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

・貸付限度額 次の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内

①新型コロナウイルスの罹患者等がいる ②要介護者がいる
③4人以上 ④休校等により子どもの世話が必要となった労働者がいる ⑤減収した個人事業主がいる
この他の場合は10万円以内

・据置1年以内
・返済は据置期間終了後2年以内
・貸付までの期間 10日程度

■総合支援資金（生活支援費）特例貸付

・貸付限度月額 単身世帯：15万円以内
2人以上：20万円以内
・貸付期間 原則3か月、最大12か月
・据置1年以内
・返済は据置期間終了後10年以内
・貸付までの期間 1か月程度

■住居確保給付金

家賃の支払いが困難になった方に対して、名寄市から家主へ世帯人数の基準に応じた額の給付を行う。

・給付期間 原則3か月、最大9か月
・支給上限月額 単身世帯：25,000円
2人世帯：30,000円
3～5人世帯：33,000円等

■生活資金貸付

・貸付限度額 3万円
・返済は貸付日から1年以内
・貸付までの期間 2日程度

この他の詳細については、名寄社協までお問合せください。

このコーナーは皆さんからのご質問等にお応えする形での掲載を行っています。

「自宅でできる健康法」「私はこうやって生活を楽しんでいる」等のような内容でも構いませんので、ぜひ声をお寄せください。

お寄せいただく際は、電話・FAX・メール・封書のいずれかの方法でお願いします。

詳細は名寄社協ホームページ等でご確認ください。

名寄社協HP QR コード

名寄社協LINE QR コード

■問い合わせ・応募先

名寄市社会福祉協議会 地域支援係

〒096-0011

名寄市西1条南12丁目 名寄市総合福祉センター

電話：01654-3-9862 FAX：01654-3-9949

E-mail：chiiki@navoro-shakyo.jp



つながるなよろメッセージ

「こはね、元気？ 今度遊ぼうね！」

吉田 心葉（このは） 4歳